

2023年2月議会
代表質問／中西智子
答弁者 上島市長
藤迫教育長

市民派クラブの中西智子です。会派を代表して、大きく6項目について、「人と自然を大切にすまちづくり」をテーマに、一問一答式で質問いたします。

1項目目に「市役所改革・運営形態の見直し」について3点、質問いたします。

1点目に、新年度予算についてお伺いします。

「市税収入の減少は限定的」とありますが、市税収入は今年度、新年度ともに増収になっています。また、一般会計予算は、厳しい財政運営であるといわれているなかで、昨年度よりも増加しており、当初予算では、前年よりも10.8%増加しています。

市税、経常費、基金残高、地方債残高、人件費率の推移はどうなっているでしょうか。また扶助費と普通建設事業費の前年対比における伸び率についてもお聞きします。

大阪府成長特区について、船場東地区における追加指定を含めた固定資産収入への影響について教えてください。

<答弁>

ただいまの、市民派クラブを代表されましての中西議員のご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、大綱1項目目の「市役所改革・運営形態の見直し」についてのご質問のうち、1点目の「新年度予算」についてですが、令和3年度から新年度までの当初予算における市税収入の推移は、令和3年度から順に、228億5,900万円、239億3,000万円、250億3,600万円です。同じく経常収支比率算出の分子となる経常経費充当一般財源は269億8,700万円、284億4,200万円、294億7,100万円です。

各年度当初予算時における各年度末の基金残高見込みは、令和3年度から順に

財政調整基金は 41 億円、51 億円、48 億円、公債管理基金は 15 億円、21 億円、50 億円、特定目的基金は 141 億円、104 億円、78 億円です。同じく市債残高は 616 億円、616 億円、562 億円です。

人件費率の推移は、歳出予算額に占める人件費の割合で、令和 3 年度から順に 17.6%、18.0%、15.9%で、人件費率の伸び率は令和 3 年度から 4 年度が定年退職者の増に伴う退職手当の増加や会計年度任用職員の報酬改定等による人件費総額の増加によりプラス 1.1%、令和 4 年度から 5 年度が定年延長に伴う退職手当の減による人件費総額の減少に加え、北急延伸など普通建設事業費の伸びに伴い分母となる歳出予算総額が増加したことなどによりマイナス 11.7%です。

扶助費と普通建設事業費の令和 4 年度当初予算からの伸び率は、それぞれ 3.1%、35.9%です。

大阪府成長特区における固定資産税の影響については、指定済みの彩都西部地区においては、「箕面市企業立地の促進に関する条例」に規定する特例措置の対象企業に対し、供用開始から 5 年間は固定資産税の課税を免除し、以降 10 年目までは課税額の二分の一に相当する額を控除します。船場東地区については、現在、追加の時期や指定地域、対象事業について大阪府と調整中です。

2 点目に「新改革プラン」「新アウトソーシング計画」についてお聞きします。

新年度も「新改革プラン」や「新アウトソーシング計画」が推進される、とのこと。

新改革プランは、新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけて本市の市税収入が減少すること、社会保障関連経費の増加などによる、厳しい財政状況が懸念されること、一方で持続的かつ安定的に質の高いサービスを提供し続けることができるようにすること、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、という目的で策定されました。しかし「質の高いサービス提供」や「多様化する住民ニーズ」とは何を指すか、については市民それぞれ異なります。

例えば、稲保育所の民営化についていえば、保護者の中に「質の高いサービス提供」している公立保育所を無くさないで欲しい、というニーズがあるとすれば、そういう市民の声やニーズにとっては市民目線に沿っていない市政運営となります。同じく、市立病院の公設・民営化についてもいえるでしょう。

さて新年度当初予算は、前年度より64億2千万円増の658億7千万円となっています。

社会保障費の増加については、新年度予算では前年から約4億9千万円の増です。決して小さな額ではありませんが、予算総額での割合は、今年度26.2%に対し、新年度は24.4%と約2ポイント減です。

市税収入は堅調な伸びを示しており、コロナの影響による市税収入の減少という見立てや、新改革プランを策定したのは尚早だったのではないかと考えています。少なくとも市民合意にもっと時間をかけてから策定すべきであったと捉えています。

さて新改革プランについて、保育所民営化における「専門的な技術やノウハウを活かしたサービス提供」や保育の質を向上させる「より高い効果」とは何でしょうか。稲保育所の民営化における、具体例で説明してください。

<教育長 答弁>

大綱1項目目の「市役所改革・運営形態の見直し」についてのご質問のうち、2点目の「保育所民営化における専門的なサービス提供やより高い効果」について、ご答弁いたします。

「稲保育所の民営化」を例にしますと、公立保育所の「人権を基調として、自分らしく生きる子どもを育てる保育」など良い部分を引継ぎつつ、民間園ならではの特色あるカリキュラムの実施、午睡用布団の無料貸与サービスをはじめとした保護者の利便性向上や負担軽減に繋がる新たなサービスの導入、施設改修による保育環境の向上等があり、保育所運営における保育の質の向上については、過去の民営化でも実証されているとおりです。

以上でございます。

次に公共施設の再配置構想について、全容はいつ公表されるのでしょうか。健康福祉部や人権文化部の事務所、箕面商工会議所を移転させるという検討はどうなったのでしょうか。人権文化部の事務所移転後には、第三別館の2階は男女協働参画センターとして整備される可能性の有無についてもお聞かせください。

箕面市総合保健福祉センターから医療保険センターが移転することについて

は、新改革プランには記載がなく、唐突で驚きました。そのほか箕面文化・交流センターや郷土資料館など新改革プランに示されていない他の公共施設を含めた、場当たりのにならないための再配置構想の全容はいつ明らかになるのでしょうか。

全事業の点検・見直しなど、いわゆる事業仕分けを、主権者である市民に公開して行うことについて、市の考えをお聞かせください。

新年度事業のなかで、事業点検の結果、休止や廃止・縮小などをおこなった事業を教えてください。またその理由についてもお願いいたします。

新箕面市アウトソーシング計画（新MOS計画）は「新改革プラン」の柱の1つとして、2021年から10年間を計画期間としており、「社会情勢や制度変更などに的確に対応するため、必要に応じて計画の見直しをはかる」と随時見直しすることになっています。新MOS計画の効果検証はどのようにおこなわれているのでしょうか。また見直しの基準はあるのでしょうか。

2023年度では1.39億円の効果額となっていますが、その内容について具体的に説明してください。

職員数の削減について、新年度期首の職員数は、技能職・専門職・行政職それぞれ何名減員されるのでしょうか。また、それはどの部署でしょうか。

また、フルタイム任期付き職員、フルタイム会計年度任用職員は含まれるのでしょうか。含まれる場合は、どの職種に何名かなど教えてください。

例えば、ごみ収集業務や給食調理員などをアウトソーシングする場合、「同一価値労働同一賃金」という観点をどのように考えておられるのでしょうか。

以上、ご答弁をお願いします。

<答弁>

次に、2点目の「新改革プラン・新MOS計画」についてですが、まず、新改革プランの策定については、国や府等による各種対策もあって、幸いにも市税に関してはその影響が限定的だっただけで、扶助費等は増加し続けており、「市税収入」のみを切り取っての「時期尚早」とのご発言は、まったく見当はずれです。新改革プランを策定していたのは令和2年の秋頃でしたが、新型コロナウイルス

感染症はその年の1月に日本で初めて確認され、2月末には学校閉鎖を政府が決め、4月に緊急事態宣言を発出し、第2波、第3波が襲ってきていた頃に将来の市税収入の次年度見積もりを始めたのですが、議員はもっと楽観的に見積もるべきだったと何をもっておっしゃるのか、全く理解できません。

市としては、今後も引き続き、住民目線に寄り添った行財政改革を、責任をもって着実に実行してまいります。

また、施設の再配置構想については、健康福祉部などの行政機能の集約化は、令和4年3月に取りまとめた「庁舎機能再編検討基礎調査最終報告」を踏まえ、令和13年から開始予定の新庁舎の基本構想策定に合わせ、市役所施設全体の施設更新と一体的に検討していく予定です。

また、個別の公共施設については、各施設の状況などを踏まえながら、必要に応じ検討していくものです。

市政運営に当たっては、議員ご指摘の事業点検・見直しに限らず、二元代表制の一翼を担い、住民の意思を代弁する唯一の議事機関である市議会の場において、原則公開の中、予算審議や質疑等を通じ、様々なご意見を頂きながら行っています。また、市民生活に大きな影響を与える場合などは適宜市民説明会やパブリックコメントを実施するなどしています。

なお、新年度事業においては、より経済的な代替手段が確保できたことによる業務システム等の廃止や会議経費の縮減、費用対効果が低い事業である「塾代助成モデル事業」及び「移動図書館」を終了としました。

新MOS計画策定後、アウトソーシング実施後のものについては契約実績額をもとに、実施前のものについては直近の行政評価や予算等をもとに、進捗状況の把握を行い、社会情勢や制度変更などに的確に対応できているかを見極めつつ、適時、効果を確認しています。見直しについては、改革プランでは、障害者や高齢者、生活困窮者への影響を配慮しつつ、これまでの行財政改革の取り組みを一層加速化させる必要と、多様化・複雑化する市民ニーズに対して的確に対応し、持続的かつ安定的に、質の高いサービスを提供していくため、効率的かつ健全な行財政運営を図っていく必要があります。

新MOS計画による職員数の削減については、新年度当初において、環境クリーンセンターの業務委託拡大により、技能職11名、稲保育所の民営化により、保

育士28名が計画の減員数となっています。任用形態ごとの内訳については、新年度の人事異動で決定しますので、現時点では未定です。

同一労働同一賃金については、これまで何度もご答弁しておりますが、この考え方は同一企業、団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止するものであり、市と委託事業者の間で適用されるものではありません。アウトソーシングの際には、受託事業者に対して労働関係法令を遵守するように求めています。

3点目に官製ワーキングプアを生まない体制について質問いたします。

会計年度任用職員は最長1年以内の任期ですが、翌年度に同じ職に任用される場合は、あくまで「新たな職に改めて任用されたもの」という位置づけです。

箕面市では、会計年度任用職員が継続性の高い業務に就いていることはないのでしょうか。

また新年度の会計年度任用職員数と雇用率を教えてください。

非正規公務員の8割が女性であると言われていますが、雇用不安や待遇格差の問題について、市はどのように受け止めておられるのでしょうか。

また会計年度任用職員制度の課題について、どのように考えておられるのでしょうか。

継続を希望する会計年度任用職員について、一律の「公募」を辞め、希望者が安心して働くことができるような方策を取り、処遇格差や抜本的な制度改革を求める動きを、地方からこしてほしいという要望書が公務非正規女性

全国ネットワーク（通称：はむねっと）から、全国の首長、議会等に届いていると思います。箕面市からも声を上げてはいかがでしょうか。

働く人への尊厳と労働に対する正当な対価がなければ、安定的な質の高い住民サービスの提供につながりません。不安定雇用の会計年度任用職員の多くは、保育士や看護師など恒常的に必要な、専門性の高い職を担っています。相当の期間任用される職員を就けるべき業務であり、フルタイム勤務とすべき標準的な業務量がある業務については、任期の定めのない常勤職員（正規職員）とすべきであると考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

箕面市は会計年度任用職員の給与決定について、すべての部門・職種で、常勤職員の給料表を基礎とした給料（報酬）決定を行っているでしょうか。

またすべての部門・職種で、再度任用時に、経験年数等の要素を踏まえた給料（報酬）決定を行っているでしょうか。以上、ご答弁をお願いいたします。

ただ今のご答弁のなかで、市税収入について私が「もっと楽天的に見積もるべきだった」と述べたと言われましたが、私はそのような発言は一切しておりません。発言していないことを、いったというふうにご答弁されるのは、代表質問や市長ご自身のご答弁を貶めることとなりますので、とても残念である、と指摘しておきます。

<答弁>

次に、3点目の「官製ワーキングプアを生まない体制」についてですが、「会計年度任用職員が継続性の高い業務についていないか」とのご質問ですが、本市においては、令和2年4月の会計年度任用職員制度導入時に、導入前の臨時・非常勤職員の業務のうち継続性の高い業務は任期付職員に移行しています。

なお、時間給の会計年度任用職員については、毎年人事考課を実施のうえ各所属で面談を行い、再度の任用を決めており、その際に任用回数等の制限は設けておりません。新年度の会計年度任用職員数と雇用率は、当初予算ベースで、計673名で約34%です。

雇用不安や待遇格差の問題に対しては、本制度導入の際、期末手当の支給や結婚休暇など特別有給休暇の付与、必要に応じて報酬改定を行うなど、処遇の改善を図っています。

制度の課題としては、募集人員が集まらない職種があることや、さらなる最低賃金上昇による人件費の増嵩の可能性があります。

制度の抜本的改革を求める動きに本市が参画する予定はありませんが、議員ご指摘の要望書等により本制度を定める地方公務員法が改正されたときは適切に対応してまいります。

先ほどご答弁したとおり、本制度は、導入にあたり整理しており、業務のボリュームだけでなく、職務の内容、責任の程度も勘案したうえで、今後も引き続き

常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員のそれぞれの役割・責任に応じて適切な業務分担を行っていきます。

本市では、会計年度任用職員の給与決定において、役割や責任の度合いが異なるため常勤職員の給料表を基礎としておらず、近隣他市や民間の同じ職種の賃金などを参考に報酬を設定しています。今後も他市等の状況や、最低賃金の改定状況を見ながら、必要に応じて報酬改定を行っていきます。

また、先ほどご答弁したとおり、会計年度任用職員の制度移行にあたって整理した上で、一部の職種は昇給の対象となる任期付職員に移行したことから、会計年度任用職員に対する昇給制度は設けておりません。

今後も引き続き、会計年度任用職員制度の適正な運用に努め、全ての職員を大切にして、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

以上でございます。

2項目目に「住民目線に寄り添う、日本一親切な市役所」について2点、質問いたします。

1点目に新市立病院の整備・運営についてお聞きします。

本定例会には、新市立病院の移転建替え及び指定管理者制度の導入について反対する市民や病院職員からの要望・陳情書が、5件も提出されています。また2月には市民集会が開催され、さらに市役所や病院前での市民のスタンディング行動など、市立病院の直営や丁寧な説明を求め、理不尽な職員の分限免職や指定管理者制度の導入に反対する多様な市民の声が日増しに広がっているように感じます。市が目指す公立病院の姿と、市民が求める思いとでは、乖離があるように受け止めざるをえません。いまこそ「住民目線に寄り添う」という施政方針に沿った対応が求められているのではないのでしょうか。丁寧な説明と対話が重要でると考えます。

先日、川西市に視察した際には、指定管理者制度導入が政策決定された後も、行政は全市を回り40か所で住民説明会を開催した、と説明いただきました。

箕面市も、市のホームページに一方通行の説明録画を掲載するだけでなく、まずは小学校区での説明会の実施や、出前説明会なども合わせて、市民への対面式での説明と意見聴取、意見交換などを行うべきではないのでしょうか。ご答弁を

お願いします

新年度予算案では、市立病院のリハビリテーション病棟1階で運営されている児童発達支援事業所・あいあい園が旧教育センター跡地にあらたに「児童発達支援センター」として整備されることになっています。実施設計委託費として2,226万円が計上されていますが、工事費規模として約2億円は下らないのではないのでしょうか。このあいあい園の整備に関する計画や費用は、新改革プランの「公共施設の再配置構想」に反映されていたのでしょうか。

また、現在、あいあい園における療育は市立病院のリハビリ医と連携して、療育訓練等を行っていますが、新市立病院の建替え後はどうなるのでしょうか。引き続き、市立病院の医師が今までと同じように診てくれるのでしょうか。あいあい園は児童発達支援センターとして新病院に併設するのが、小児医療との連携も得られることから合理性があると考えますが、何故、教育センター跡地にわざわざ建設し、診療所まで新設するのでしょうか。効率性を考慮した行財政運営を考えるなら、機能的にもコスト的にもまた人材確保の観点からも市立病院に併設することの方が理にかなっています。なぜ、教育センター跡地への整備に至ったのか説明を求めます。

なお、あいあい園を市立病院と切り離して新たに整備することについて、保護者や障害者施策推進協議会に事前説明し、意見を聴いたのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。また「あいあい園」の支援機能の強化を図ることについて、現状とどのように内容が変わるのでしょうか。人員体制や予算の増額など、おおまかな構想を教えてください。

<教育長 答弁>

大綱2項目目の「住民目線に寄りそう、日本一親切的な市役所」についてのご質問のうち、2点目の「新市立病院の指定管理者制度導入に伴うあいあい園の移転」について、ご答弁いたします。

あいあい園の移転については、新改革プラン策定時以降、令和4年10月に新市立病院の整備方針が確定したこと等を受け、検討を開始したものです。

医師の体制については、市立病院と連携し、市立病院の医療の診療として実施

しています。今後開設を予定している児童発達支援センター併設の診療所では、障害児のリハビリテーション機能を引き続き提供するため、管理医師の配置や小児科及び整形外科の設置が必要であることから、必要な人材を確保していきたいと考えており、今後、その確保策を検討していきます。

次に、「あいあい園を旧教育センターに移転する理由」については国や大阪府において、令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも各市町村に1か所以上設置することが基本とされていることから、第二期箕面市障害児福祉計画において、児童発達支援事業所である「あいあい園」を、市立病院の建て替え状況を踏まえ、児童福祉施設である児童発達支援センターとして設置する方針としています。地域の障害児支援の質の向上をめざし、これまでと同等の機能を継続し、地域の障害児支援の中核的な役割を担う施設とするには、診療所機能を付与したうえで、旧教育センター施設へ移転し、「児童発達支援センター」として開設することが望ましいと判断したものです。

「あいあい園」利用中の保護者のみなさまに対しては、議会でのご議論をふまえ、ご説明をさせていただく予定にしております。

なお、機能強化に関する具体的な構想については、令和5年12月議会でご提案させていただく予定です。

以上でございます。

休日、祝日、年末年始に市立病院の救急外来で行なわれている休日歯科診療について、指定管理者制度移行後には今後のあり方を検討するとのことですが、新市立病院において休日診療を行わない、ということもあり得るということでしょうか。また、また指定管理者の公募条件には入れないのでしょうか。今後のあり方は、どこで検討されるのでしょうか。休日歯科診療の所管は、指定管理者移行後は、どこになるのでしょうか。以上、ご答弁ください。

また歯科以外の休日診療は、現在、どの診療科でいつ、どのように運営されているのでしょうか。運営主体はどこでしょうか。指定管理者の公募条件には、休日診療を行うことについては、どのように記載されるのでしょうか。

<答弁>

大綱2項目目の「住民目線に寄りそう、日本一親切な市役所」について、ご答弁いたします。

まず、1点目の「新市立病院の整備・運営」についてですが、本件の説明については、これまでも様々な機会を捉えて、市ホームページや広報紙などを通じて市民への周知を行い、市長タウンミーティングや障害者団体等との意見交換会の開催など、検討の経緯や指定管理者導入の必要性などを対面で説明し、丁寧にご意見を伺っています。パブリックコメントも含めいただいた意見等も参考にしながら、新病院の整備を進めるとともに、今後も適宜適切に説明を行ってまいります。

また、新病院整備後の休日急病診療及び休日歯科診療は、現在、市立病院と医師会及び歯科医師会の連携・協力のもと実施していますが、市立病院の指定管理者制度導入や建替え移転をふまえ、今後のあり方について、健康福祉部が中心となって、箕面市医師会、箕面市歯科医師会及び箕面市薬剤師会と協議しているところです。

市立病院の指定管理者の公募条件における休日診療の取扱いについては、これら関係機関等との協議状況を踏まえ検討します。

2点目に、重層的支援体制整備事業への移行準備事業についてお聞きします。

多機関協働や庁内連携による支援は、これまでも社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立支援事業や大阪府と箕面市の関係機関で構成する要保護児童対策協議会などでも行ってきたと思います。

厚生労働省は、生活困窮者自立支援制度は、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものであり、「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりの実践を積み重ねてきた、としています。そして生活困窮者自立支援事業の発展形としての、地域共生社会・重層的支援体制整備事業について、生活困窮者自立支援制度の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて共通理念化し、包括的支援と多様な参加・協働を推進する仕組みであると位置付けています。

このたび提案されている事業のベースは生活困窮者自立支援事業にあるので

しょうか。あるいは箕面市ではまったく別ものとして位置づけられているのでしょうか。既存の事業との違いなどをお伺いします。

またこの事業は市社協に委託され、関係機関のマネジメントやケース全体の調整については地域包括ケア室で行う、ということのようですが、その場合、各ケースのアセスメントはどこが行うのでしょうか。

また委託先の市社協さんへの委託内容も教えてください。

既存の相談支援機能も活用しながら、属性や課題が明確でない多様な相談も含め対応できる体制をつくるのでしょうか。それとも「ひきこもり相談支援」にのみ特化されるのでしょうか。

また職員が既存の縦割りを超えて包括的な支援に当たることができるよう、柔軟かつ連携しやすい体制が求められますが、どのように整備されるのでしょうか。

職員研修について事例検討も含めた先進自治体の取組みや課題共有などと併せてどのように考えておられますか。またプロセスを重視した事業評価については、いかがでしょうか。

なお市社協と市内、および関係機関にわたる調整役を地域ケア室が担当する、とのことでかなりの労力を必要とします。地域ケア室の人員体制は強化されるのでしょうか。

また「参加支援」の取組みはどのようなものなのでしょうか。地域連携によって関わる人たちへの研修も大切ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

新年度はモデル実施として取り組まれると伺っていますが、2024年度に重層的支援体制整備事業として本格的に実施される際にも、介護保険特別会計の地域支援事業として取り組まれるのでしょうか。

<答弁>

次に、2点目の「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」についてですが、生活困窮者自立支援事業をはじめとする既存の各事業は、重層的支援体制の一部を担いつつ、事業としては引き続き継続します。

多機関協働において取り扱うケースのアセスメントについても、基本的には各分野の支援機関が実施しつつ、ケースによっては調整役として市が実施する場合も想定しています。

なお、社会福祉協議会への委託料の内容は、ささえあいステーションの運営に係る職員8名の人件費と、事務費です。

また、庁内や多機関の連携による包括的支援体制の構築にあたっては、「ひきこもり相談支援」に特化するのではなく、既存の相談支援機能の活用を基本として、多様な相談に対応し、また健康福祉部が中心となって庁内連携体制等を整備し、その体制のなかで課題共有を進めるほか、先進自治体の取り組みや国研究資料などを参考に職員研修を適宜実施してまいります。

また、市と社協で構成する地域福祉推進会議において、定期的に点検や意見交換等を実施し、必要な事業評価を市として積極的に行ってまいります。

人員体制については、健康福祉部地域包括ケア室が調整役を担い、そのために福祉職を配置する予定です。

参加支援の取り組みについては、社会的に孤立しているかた等が社会とのつながりを作るための支援であり、ささえあいステーション職員が、これまで築いてきた地域関係者との関係や情報を活かし、対象者ごとのニーズに合わせた地域資源とのマッチングを進める取り組みです。

地域連携により関わる人たちへの研修については、これらの事業を受託している社会福祉協議会と検討し、必要に応じ実施します。

令和6年度の重層的支援体制整備事業の本格実施の予算措置については、今後検討するものです。

以上でございます。

3項目目に「みどり豊かで済み続けたい」まちづくりについて6点質問いたします。

1点目に道路行政と開発について、お聞きします。

市道箕面今宮線の歩道整備事業について、12月に工事業者が決定し、警察協議も終了したと聞いていますが、工事はもう始まっているのでしょうか、工事の進捗状況を教えてください。今年度の工事予定となる箕面今宮線周辺住民の方からは、特にオヶ原川の歩道の工事について、昨年8月の広報紙に掲載された工法が、蓋かけから断面積が格段に狭くなる管路工法に変更となり、周辺市民の方か

らは「2014年にオケ原川が溢れた記憶が蘇り、不安を感じる」という声が上がっています。また議会にも工法変更についての説明会開催を求める要望書が提出されていますが、市は工法変更について説明会を開催したのでしょうか。していないのなら、なぜし開催しないのか、その説明をお願いいたします。

また坊島周辺の方からは、箕面今宮線の西口道路が広がることによってさらに交通量が増えるのではないかと懸念する声があります。ご承知の通り、坊島4丁目、5丁目周辺の箕面今宮線の道路幅は狭くなっています。そのため、以前から都市計画道路・芝如意谷線の北側を早期に整備すべきであるという議会での議論があった一方で、この整備により箕面今宮線への交通量が逆に増すのではないかと、という意見もあり、未だ整備は行われていない状況です。

芝如意谷線北側を山麓線まで延伸することについて、シミュレーションによる箕面今宮線への影響等、具体的数値でお示しく下さい。そして、北大阪急行線の開通後には、周辺から都市計画道路の整備を進める予定になっていますが、芝如意谷線北側もその一環で整備が進められるのか、あらためて確認をお願いいたします。

次に都市計画道路川合・山ノ口線についてお伺いします。現在、組合施行のまちづくりが進められる地区ですが、府の都市計画変更に向けて大阪府での公聴会への意見募集も始まり、今後、用途変更なども行われようとしています。土地利用としては住宅が中心ではなく大型商業地や物流・業務用地となっており、集合農地は少なくなっています。このようなまちづくりが、地権者などが望んでいた街なのか、と思いますが、施政方針では周辺地域との調和が図られた魅力あるまちづくりを支援していくとあります。勝尾寺川も含め、この区域での緑の保全や周辺との調和はどのようにしていくのか具体的な計画をお聞きします。2月21日の都市景観審議会、2月28日の都市計画審議会において、みどりの配置などについて活発な議論があり、みどり豊かな箕面市を好んで住んでいる人が多い、その箕面らしさをもっと出した基準にできないのかという意見がありました。商業施設の第8種高度地区の高さ31メートルについて、22メートルに押しえることはできないのか、また容積率を100%ずつ下げることができないのか、などの意見もありました。今後その意見がどのように活かされていくのか、みどりと山

裾に近い景観を活かした川合・山之口のまちづくりとをどのように進めて行くのか、市長の見解をお聞かせください。

次に、川合・山之口開発区域内では、都市計画道路川合・山之口線が区画整理事業として整備されますが、開発地西北側では都市計画道路反対の要望が、市や議会に届いています。その地権者の方たちとはその後、話し合いなどはなされているのでしょうか。ご答弁を求めます。そして、都市計画道路としての川合・山之口線の事業認可は取得するのでしょうか、またその日程についてもご答弁ください。

また、現在進められている川合・山之口の開発内容では、モノレール新駅は必要がないのではと考えられますが、新駅設置に向けた取組等について進捗をお伺いします。

次に都市計画道路国文4号線の整備について質問します。国文4号線は、元来、線整備として都市計画決定していました。ようやく北側からの工事着手予算が新年度に計上されています。一方で、まちづくり協議会が立ち上がっています。また組合施工で進めたいという他の地権者からの要望書が議会に提出されています。この方たちとは話し合いなどは行われているのでしょうか。この地権者の方々が納得されなければ、進まないのではないのでしょうか。今後、どのような手順で進める予定なのかお聞きします。また、まちづくり協議会でアンケート調査を行ったとのことですが、面整備を望む声はどれくらいあったのかお示してください。この国文4号線は北急延伸と完成が同じ頃になる予定でしたが、非常に遅れています。新年度は土地利用計画や事業化スケジュールなどの、概略事業フレームが検討されるようですが、国文4号線の完成は最短で、何年後になる予定でしょうか。ご答弁をお願いします。

次に大阪大学箕面キャンパス跡地の活用についてお聞きします。

昨年9月に優先交渉事業者を決定し、データセンターと地域貢献エリアを整備するとあり、地域ニーズを地域住民から聞くために説明会を開催したとのことですが、主催や開催形態、内容について説明をお願いします。また、参加市民からの主な意見についてもお示してください。データセンターが約10ヘクタール、

地域貢献エリアが4ヘクタール。14ヘクタールすべてを優先交渉事業者（ESR）が定期借地契約を結ぶ予定ですが、14ヘクタールの管理はESRです。地代はどれくらいになるのでしょうか。緑地帯などは残るのでしょうか。既存の建物は壊すのでしょうか。また今後のスケジュールについても教えてください。

<答弁>

大綱3項目目の「みどり豊かで住み続けたいまちづくり」について、ご答弁いたします。

まず、1点目の「箕面今宮線道路安全対策工事」についてですが、昨年末に工事請負契約を締結し、令和5年1月下旬には沿道住民等へ工事説明について資料を配布しました。3月中旬頃から街路樹の伐採等の準備工事をはじめ、7月中に完了する予定です。

管路工法に関する説明については、昨年12月1日から8日にかけて令和4年度の工事区間の13戸を訪問して、在宅の場合は対面で説明し、不在の場合は説明資料を投函することにより説明しました。

併せて、水路沿道住民の方に対しても、令和4年度、令和5年度施工区間における水路沿道住民の方29軒に対しても、対面や資料投函、郵送により対応させていただきました。

その後も工事内容を広く市民にお知らせするため、広報紙「もみじだより」令和5年2月号に掲載するとともに、近隣住民約1,800戸への説明資料の個別配布を実施した結果、工事全般に関する質問が2件あったのみで、工事内容や水路の暗渠化についての問い合わせはなく、多くの沿道住民の方や近隣住民の方のご理解、ご協力が得られたものと考えており、改めて説明会を開催する予定はありません。引き続き問い合わせがあれば丁寧に対応してまいります。

都市計画道路芝如意谷線の山麓線までの延伸に伴う具体的な影響については、令和2年度に実施した将来交通量推計では、都市計画道路芝如意谷線が府道箕面池田線まで延伸した場合の12時間将来交通量は、2019年4,628台の実績に対し、2030年には6,962台となる見込みで、引き続き、同線の道路安全対策事業を進めてまいります。

また、芝如意谷線の市道萱野東西線以北の区間の整備については、市としては

既に都市計画を決定している路線の中から整備を優先していく方針であり、芝如意谷線もその路線に含まれます。

川合・山之口地区の土地区画整理事業については、現在、業務代行予定者が、各地権者の土地利用の意向を確認しながら、事業計画の作成を進めているところであり、具体的にお示しできる計画はありません。

また、先月開催された都市景観審議会において、議員ご紹介の意見のほか、「市が提案する景観のルールを活用し、事業者が提案する土地利用計画も踏まえて景観誘導してほしい」「商業、業務系の施設は、用途の特性上、一定の建物高さや容積率は必要」などのご意見もあり、結果として、市が提案した内容をふまえ、パブリックコメント等の手続きを進めることとなりました。引き続き、自然と賑わいが調和した魅力ある緑豊かな景観形成をめざします。

川合山之口線については、土地区画整理事業区域内は土地区画整理事業で実施し、区域内が完了した後、区域外道路について、街路事業で実施していきます。新駅の設置については、土地区画整理事業におけるまちづくりの動向を踏まえ、新たな乗降客の需要を見極めた上で設置に向けた検討を本格化できるものと考えています。

粟生外院・大畑地区のまちづくりについては、要望者の方々とこれまで幾度も対話を重ねており、市の考え方等についても、丁寧にご説明してきました。また、要望者は、「粟生外院・大畑地区まちづくり協議会」の会員でもあることから、同協議会の役員の方々も、要望者と対話を続けておられ、今後も、同協議会の役員会が一枚岩となり、まちづくりの検討を進めていくと伺っています。

昨年12月に実施したアンケート調査については、現在、集計作業を行っているところです。

国文都市4号線の整備については、国文都市4号線第2区域の北側の山林区間については、新年度から工事着手し、現在まちづくりを検討している区間については、まちづくりの検討状況にあわせて道路整備を進め、早期完成を目指します。大阪大学箕面キャンパス跡地活用事業については、昨年12月に彩都の丘学園において、同キャンパス跡地に近接する粟生間谷・彩都地域を対象に、市と優先交渉事業者との共催で説明会を開催し、市からは同キャンパス跡地取得の経緯や公募条件、優先交渉事業者決定までの経緯を、優先交渉事業者からは本市への提案

内容を説明しました。参加者からは、地域貢献エリアの施設に関することや工事中も含めた交通安全対策などについて、ご意見をいただきました。

定期借地に係る地代については、現在、優先交渉事業者と協議、調整しているところです。

また、優先交渉事業者の提案では、周辺住宅地等との緩衝帯となっている緑地は基本的に現状を維持し、既存建物については、一部活用する他は、事業者の負担により、解体撤去する計画です。今後は、優先交渉事業者と契約締結に向けて協議事項及び協議期間等を定め、議会の議決や都市計画の変更手続の完了を停止条件とした既存建物の売却契約や定期借地契約を締結します。契約締結はおおむね半年後を目途とする予定です。

2点目に緑施策について質問いたします。

街中のみどりについて、お聞きします。まず街路樹についてですが、府道も含めて街路樹伐採については、非常に気にされている市民の方が多い中、現在工事中の萱野東西線、芝如意谷線が完成に近づいていますが、萱野東西線東側の歩道も含め植樹帯が見受けられません。この2路線での植樹は低木も含めどのような方針で検討されているのでしょうか。ご答弁を求めます。また、街路樹や公園の樹木の剪定について、きれいに枝葉をそろえるのではなく、大きな枝を切り落とすなどの強剪定が見受けられますが、どのような方針で伐採をしているのでしょうか。箕面市の街路樹管理要綱の見直しについては、どのような方針を考えておられるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

同じく街中のみどりとして、今宮周辺での住宅展示場というレジャー施設の開設や川合・山之口、及び国文4号線周辺のまちづくりなど、農地の減少が気にかかります。市は本来、農業公社を立ち上げて農地保全を行うはずではなかったのでしょうか。農業公社を卒業して就農する若者がいるなかで、農地をどんどん開発して行く姿は矛盾しています。現在の農業公社に力が足りないのであれば、さらに強化する施策が必要だと考えますが市の見解をお伺いします。

次に山のみどりについてお聞きします。施政方針で初めてではないかと思いますが「森林整備計画」に触れられており、新年度予算に止々呂美地区対象予算とし

て300万円を計上し、まずは森林状況の把握と間伐エリアの確定を行う姿勢は一定評価いたします。災害、防災対策としていますが、山の緑や農地の緑保全は温暖化対策や地球環境問題の視点からも重要な施策です。その観点も含め、山麓保全としてこれまで、市外地の山麓部は山麓保全委員会が受託し、山林所有者への間伐費用補助上限1ヘクタール・25万円を基に間伐が行われてきました。これまでも止々呂美地域はどうするのか、という議論はありましたが、今回は具体的に止々呂美において間伐などを行う方針が明確になっています。しかし、これまでの山麓保全の事業は「やまなみ景観保全」としてはじまりました。そこには「山なみ景観保全は本来景観施策のみで対応すべきものではなく、より総合的な山麓環境保全の一環として行われるものとする。従って、山林保全・維持活動への一般市民の参画、保全についての助成制度の充実、土地所有・管理に関する相談窓口の設置など、広範囲で総合的な山麓環境保全施策の検討を行ない、その中における景観保全の役割をより明確にするるとともに、市民ぐるみの山麓環境保全への具体的方策を展開すること。」として実施されてきました。山なみ景観は保全区域が指定されていますが今回、止々呂美への施策はどのような枠組みなのか市の見解をお伺いします。

施政方針には「森林整備計画」に基づき、「府、市、森林組合、森林所有者が一体となり、間伐などの施業受委託を推進、集約的な経営管理の促進及び、林業労働力の適正化を目指す」とありますが、施業受委託を具体的にどのように推進するのかを問うものです。間伐については大阪府の「災害に強い森作りの技術マニュアル」によると樹木の胸高直径にもよりますが、1ヘクタール70万円から190万円かかると言われています。山麓保全としての補助金は上限1ヘクタール25万円となっておりますが、市はそれ以上の補助金を出すのでしょうか。また、森林環境譲与税を充当するとのことですが、この税はこれまで山麓保全のために、市外地の山麓所有者の間伐への財源などにあてられていました。止々呂美に拡大するのであれば、間伐対象地が増加します。この税のみではできないのでしょうか。財源と予算配分の詳細についてご答弁をお願いします。

<答弁>

次に、2点目の「現在工事中の萱野東西線、芝如意谷線の低木を含めた植樹の

整備方針及び内容」についてですが、両路線とも沿道の自然豊かな田園の眺望を妨げないため、高木は植樹していません。低木は全市的に、維持管理費の軽減と通行機能の確保を図るため、植え替え時に撤去する方針であり、新たな植樹は予定していません。

街路樹や公園の樹木については、樹形を整える剪定を基本としていますが、巨木化した樹木等が車両や歩行者の安全を阻害したり、民地へ越境するなどの支障をきたし、基本の剪定では効果が得られない場合は、強剪定による対応を行っています。

「街路樹管理要領」の見直しについては、現在、剪定方法等に関する運用上の見直しを進めており、適宜市のホームページで公開いたします。

農業公社の補強の必要性については、議員ご質問の今宮地区、川合・山之口地区は、そもそも農業者の意向を踏まえて定められたルールに基づき、まちづくりが進められているものです。

今後も農業公社は、農業者からの要望に着実に対応し、農地保全に努めてまいります。

止々呂美への施策への枠組みについては、新年度に実施する止々呂美地区を対象とした森林整備の計画策定とともに検討してまいります。

間伐などの施業受委託の推進ですが、本市の森林所有者は、大半が5ha未満の小規模零細な所有形態であるため、間伐などの森林施業を計画的に行うことが難しい課題を抱えています。新年度、森林施業の効率化等を含めて検討していきます。

市街地部の山麓保全活動と止々呂美地区の間伐等への支援のための財源確保については、国からの森林環境譲与税等の活用と一般財源の充当配分の見直しを含め、検討してまいります。

3点目に公共交通について質問します。

社会実験を含む路線バス網を確定し、これからは同じく社会実験を含むオレンジゆずるバス網策定に向けて取り組みが進んでいます。これまでの市民意見を取り入れ、やっと日祝も平日と同じ路線、時刻表となったことや新年度予算では1台バスを購入し、乗車率が高い箕面駅から新病院そして萱野までの路線を増やす

などの見直しも行われています。しかし、先日開催された公共交通活性化協議会における議論のなかで、オレンジゆずるバス網のパブコメの資料では社会実験の評価基準を収支率50%としている件で委員から指摘がありました。これまで年間平均で収支率が50%を超えたことはなく、これを基準とすれば、停留所の廃止、変更だけでなく、路線が廃止になる可能性もあるのではないかと。「目標」なら良いが基準は厳しいのではという意見でした。なぜ50%を基準としたのか市の見解を求めます。そして、今回、見直したオレンジゆずるバス網は、大きな変化はない案となっていますが、それでもこれまで利用されていた路線の変更が含まれています。オレンジゆずるバスが廃止され、路線バスがある地域だとしても70才以上のかたは運賃が2倍以上高くなることになり、出かけることをためらう方もいるのではないかと危惧します。丁寧な説明があれば納得いただける、というのではなく、今後も車両台数を増やすことも必要ではないかと考えますが、市の見解をお伺いします。

<答弁>

次に、3点目の「公共交通」についてですが、オレンジゆずるバスの目標収支率については、将来にわたって市民の移動手段を確保し、持続可能な運行を行うために、受益者負担の観点から、運行経費にかかる費用の半分は利用者が負担すべきとの考えから50%と設定しています。また、北大阪急行延伸線の開業に合わせて実施する実証運行による社会実験においても同様に設定しており、市としては、その目標達成に向け、現在利用が少ない子どもや現役世代等をターゲットにした利用促進策に積極的に取り組んでまいります。一方で、収支率は人件費、運行経費や運賃体系、物価高騰の影響など複合的な要素が関連しており、万が一、評価基準値に満たない場合となっても、一律に運行内容等サービスを低下させ、コスト削減するのではなく、要因を分析し、総合的な視点で改善を図る必要があると考えています。

なお、オレンジゆずるバスの再編については、オレンジゆずるバス再編検討分科会におけるワークショップでの議論や市民説明会での意見を踏まえ、市民協働により、創りあげてきたものであり、車両台数を増車する予定はありません。

4点目に、みのおサンプラザ1号館の建替えと公共施設再配置計画についてお聞きします。

サンプラザ1号館の立替について昨年2022年8月に「建替え基本計画」が示されたとのことですが、計画の構成や項目すら議会には説明されず、事業協力者からも区分所有者以外には非公開にしてほしいと言われている、という極めて理解しがたい状況です。箕面市の公有財産が6割以上占めているにも関わらず、市議会が市の公有財産にかかわる情報をチェックできない状況にあります。また売却総額や積算方法についても非公開である、という市の見解でした。

さて、12月議会の総務常任委員会では、箕面市は1階から3階まで可能な限り床を購入し、にぎわいが創出できるような魅力的な「これまでにない公共施設の実現を目指す」という説明であり、現在検討中とのことでしたが、その後の進捗はいかがでしょうか。

2005年に郷土資料館や箕面文化・交流センターの再配置について策定された「みのおサンプラザ等公共施設再配置計画」について、市はどのように総括されているのでしょうか。この計画は、「箕面駅前という良好な立地条件を最大限に活かし、周辺の公共施設も含めて公共床の機能を再編整備することにより、市民サービスの向上と、サンプラザを広域交流の中核施設として機能集約し、地域の商業振興、活性化の実現」を目的として策定されました。2007年のリニューアルオープンから約16年経ちますが、計画に沿った機能集約や活性化の実現など、ふり返りや課題を整理することは、今後の再配置に向けて必要であろうと考えます。市の見解をお聞きします。

「新改革プラン」には公共施設の再配置構想が示されていますが、このサンプラザ1号館についてはどのように検討されているのでしょうか。

また中心市街地の活性化策とサンプラザ1号館、箕面駅周辺を一体的に検討されようとしているのか、構想の方向性を教えてください。また検討手法についても教えてください。

<答弁>

次に、4点目の「みのおサンプラザ1号館の建替と公共施設再配置」についてですが、今後、本年春頃に敷地売却組合が設立、令和6年度に解体が開始、令和

7年度には工事に着手、令和9年度の春頃に新規建物の竣工予定です。新たな建物の整備については、市は区分所有者として関わりと同時に、1階から3階までの施設フロアを可能な限り取得し、集客施設の設置を目指していきます。なお、市議会議員の皆さまには、建替え事業の進捗に併せて、適宜、情報提供を行ってまいります。

市が取得する1階から3階までの施設フロアについての検討状況としては、現在、民間事業者へのヒアリングを実施しながら、事業化に向けて検討しているところです。

「みのおサンプラザ等公共施設再配置計画」は、サンプラザの空床問題も含め周辺の公共施設の公共床の機能を再編整備するために策定したもので、当時の課題解決に多いに役立ったものです。

また、サンプラザ1号館は平成27年の耐震性不足の判明に伴い、これまで本市を含む区分所有者の間で対策が検討されてきたものであり、新改革プランの理念とは別に検討しています。

新たなみのおサンプラザで、市が整備する施設については、今後、具体的な検討を進めていきますが、生涯学習などの交流施設と、物販や飲食などの地域活性化施設が融合し、互いに相乗効果を発揮することで、観光客も市民も集い、交流できるような、これまでにない公共施設の実現を目指します。検討にあたって、まずは、様々な業種の民間事業者へヒアリングを実施するほか、先進事例を視察し、活用策の検討を進めてまいります。

5点目に「箕面船場地区ヘルスケア拠点施設創出事業」について質問します。

「(仮称)箕面船場大阪ヘルス総合センター」の位置づけは、民間施設なのでしょうか。整備主体は、どこなのでしょうか。

「箕面船場地区ヘルスケア拠点施設創出事業」(480万円)は、基本計画検討委託となっていますが、どこに委託するのでしょうか。全体構想を示す基本計画を委託するとのことですが、委託内容の骨子について説明を求めます。これまで長年3者で協議をすすめてきたと聞いていますが、どのような協議内容だったのでしょうか。また議事録はあるのでしょうか。

このセンターは、「船場地区における健康寿命延伸のとりくみ」として整備さ

れるようですが、この施設は公共施設としての役割を重視するものなのか、健康産業振興のための施設なのか、どのように考えたらよいでしょうか。またそこに全市民が利用する公共施設である医療保険センターを敢えて移すのはなぜでしょうか。移設となれば費用も発生します。現状のライフプラザでは不都合が発生しているのでしょうか。いよいよライフプラザの解体につながることにまいりますので、公共施設再配置の観点からも、市の考えを伺います。なお、現状の立地の方が市民の利便性もよいのではないのでしょうか。移転により市民サービスはどのように向上するのでしょうか。費用の発生も含めて、移転に有意性があることの説明を求めます。なお、医療保険センターが保有する利用者のデータ活用を検討するというのでしょうか。

以上、ご答弁をお願いします。

<答弁>

次に、5点目の「箕面船場地区ヘルスケア拠点施設創出事業」についてですが、「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」の位置づけ及び整備主体については、今後、大阪大学及び大阪船場繊維卸商団地協同組合とも協議、調整を行いながら決定してまいります。

基本計画検討委託は、新年度予算で発注予定であり、委託先は決まっておりません。また、委託内容は、同センターの機能や連携方策、事業スキーム等の検討を想定しています。

大阪大学、大阪船場繊維卸商団地協同組合と箕面市は、平成28年、スポーツ・健康のまちづくりの推進に関して連携・協力する基本協定書を締結するなど連携を深め、同センターの整備についても試行錯誤を繰り返しながら、協議を重ねてきましたが、このたび、3者において覚書を締結し、健康見守りサービスを中心とした「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」として検討を深めることとなりました。今後、必要に応じて適宜、市ホームページ等で情報を提供していきます。

市医療保健センターの移転先である船場東地区は新駅開業により、アクセス性、利便性の向上に加え、高いポテンシャルが期待でき、同地区には、新市立病院の移転やヘルスケア産業の誘致も予定されており、正に産官学連携による健康寿命

の延伸施策の推進拠点として将来性を十分に備えた地域です。

ヘルスケア総合センターは、高齢者をはじめとする来場者に対し、身体機能や認知機能、メンタル面などの健康見守りサービスを提供する機能整備を予定しており、各種健診を実施する医療保健センターとの連携により、市民の健康増進を総合的に推進できると考えています。

なお、同センターでは、医療保健センターで得られた健康データなどを有効に活用できる仕組みも検討しており、事業の内容や施設の配置、建設費用などについては、新年度に策定する「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」の全体の構想を示す基本計画の中で具体化していきます。

6点目に、水道事業について伺います。

新年度は施政方針でも電気代高騰などにより、厳しい予算組といわれていますが、それでも上下水道とも黒字と見込まれています。また、上下水道施設の整備基本・実施計画に基づき工事が順調に進んでいるとのことですが、先日市議会が開催した大阪広域水道企業団の運営に関する勉強会では、箕面市の管路経年化率は高く、耐震適合率は低い、また更新率もレッドラインではありませんが低い方でした。今の「整備基本・実施計画」をこのまま進めることで、耐震適合率や更新率は高くなるのでしょうか。お聞かせください。

次に府域一水道として箕面市も2027年の統合に向けて施設の最適配置案など策定されることになりました。定量的、定性的な観点からの箕面市の結果が示される予定となっています。しかし新年度予算にもあるように箕面市は黒字が続いています。そこで長期的な観点も含めて現在考えられる、箕面市にとってのメリット・デメリットを具体的にお聞かせください。また、各自治体への働きかけを行うとしていますが、北摂7市にはどのような働きかけをし、どのような意見があるのでしょうか。また、堺市や大阪市にはどのような働きかけを行っているのか、その内容を合わせてお聞かせください。そして、北摂7市では近隣自治体との広域連携を行っている自治体もありますが、それぞれ広域で、どのような取り組みが行われているのかお聞かせください。

<答弁>

次に、6点目の「水道事業」についてですが、「管路経年化率」とは、全管路の延長に対し、会計処理上の法定耐用年数である40年を経過した管路の延長の占める比率で、実際には使用に耐えうる管も含まれています。「箕面市上下水道施設整備基本・実施計画」では、厚生労働省が示す「実使用年数に基づく更新基準の設定例」に従い、管種ごとに50年から80年の更新基準年数を設定し、順次更新しています。

また、管路更新率は既に大阪府や全国の平均を上回っており、今後、計画どおり推移すれば、耐震適合率も向上していく予定です。

大阪広域水道企業団への統合によるメリット・デメリットについて、管路更新の原資となる給水収益の伸びが期待できない状況にあって、引き続き安心・安全な水道事業を維持していくためには、統合に対する補助金はもとより、施設の共同化やダウンサイジング、若手技術職員の減少に対応したノウハウの継承などが定量的・定性的なメリットです。したがって、企業団への統合を積極的に検討すべき時期にきているものと考えています。

なお、現状において、デメリットは見当たりません。

この間、私自ら大阪府知事や大阪市、堺市をはじめとした府内20の自治体の首長と直接意見交換を行いました。また、令和4年度には府域内のほぼ全ての未統合団体との意見交換も終え、個々の自治体の意向についての言及は差し控えますが、ほぼ統一した見解として、府域一水道はいずれ必要と考えておられるものの、他市の動向の様子見されている自治体が多い状況です。

北摂7市における広域連携としては、令和4年度から吹田市と豊中市が豊中市の柿ノ木配水場の共同化をスタートさせています。

なお、大阪広域水道企業団の構成団体の首長で構成する「首長会議」や北摂市長会においては、「府域一水道に向けた取り組みについては、目標年次を設定して進めるべき」など、私自身が積極的に発言をしており、既に統合された団体からも賛同の声が上がっています。こういった積み重ねのひとつひとつが未統合団体を動かし、府域水道の一元化の実現が近づくものと考え、今後も信念をもって取り組んでまいります。

以上でございます。

4項目目に、「子育て・教育日本一」のまちづくりについて3点、質問いたします。

1点目に、支援教育・共生教育についてお聞きします。

「支援教育の充実について」お伺いします。

現在の箕面市内の特別支援教育の現状について説明をお願いします。

今後の市における支援教育の充実策について、保護者や学校現場への説明、およびそれぞれの受け止めはどのようなものであったのでしょうか。

2022年の文部科学省通知にあった「週30時間のうち15時間を支援学級で過ごす、つまり「15時間以上通常学級で過ごせる児童は通常学級在籍に変更」、「1時間～8時間は通級で過ごす」について、市はどのように受け止めたのでしょうか。市としての独自策についての考えをお伺いします。

支援教育介助員を大規模校や小中一貫校で1名計4人増やす、とのことですが、全校の状況はどのようになっていますか。

また教員、支援教育コーディネーターや支援担任は専門性の向上のための支援や研修を実施するとのことですが、支援教育介助員への研修体制も強化されるのでしょうか。

支援学級に在籍しなくても、1人ひとりの児童・生徒に応じた合理的配慮としての支援は受けることができると考えてよいのでしょうか。念のための確認です。

個別の計画作成は、どのように変わるのでしょうか。最適な計画作成のためには何が必要と考えておられるのでしょうか

検証については、どのように実施するお考えでしょうか。「ともに学び、ともに育つ」教育の理念と実践を堅持していただけるものと理解していますが、以上、ご答弁をお願いいたします。

<教育長 答弁>

大綱4項目目の「子育て・教育日本一」について、ご答弁いたします。

まず、1点目の「支援教育・共生教育」についてですが、令和4年度の支援学級在籍者数は、小学校730人、中学校255人であり、それぞれ在籍割合は小学校8.2%、中学校6.7%です。また、令和4年度の通級指導教室利用者数は小学校

212人、中学校40人であり、それぞれの利用割合は、小学校2.4%、中学校1.1%です。

この2月に「箕面市支援教育方針」を策定してから順次、保護者や学校現場への説明会を実施しています。これまでの箕面市支援教育充実検討委員会やパブリックコメントでいただいた意見等から、保護者の方々や学校の教職員は、通級指導教室の全校設置、支援教育介助員の体制強化等、方針に掲げられた方策にご賛同いただき、これからの本市の支援教育に期待いただいているものと認識しています。

また、文部科学省通知に対する市の受け止めについては、本市としましても、文部科学省通知の主旨のとおり、障害のある子どもと、障害のない子どもが、可能な限りともに過ごし、一人一人の教育的ニーズに応じた、学びの場の整備は必要であると受け止めており、そのための体制の整備を進めていきます。

ただし、授業時数等の急激で画一的な変更は、保護者の不安や、学校現場の混乱を招く可能性もあるため、新年度は、時数での線引きは行わず、また、個別の課題に応じた特別の教育課程のさらなる充実を図ることによって、段階的に文部科学省通知への対応を行ってまいります。

新年度は有資格者である任期付介助員を4人増員し、任期付介助員24人と会計年度任用職員を合わせて全校で約130人程度を配置する予定です。また、教職員全員が専門性を向上する必要があるため、支援教育介助員も含め、研修体制を強化します。

合理的配慮については、学びの場がどこであろうと提供されるべきものであり、通常の学級に在籍する児童生徒に対しても、必要に応じて提供されるものです。

4月以降の個別の計画作成の変更点については、新年度から個別の教育支援計画、指導計画の作成をサポートするLITALICO教育ソフトを全校に導入します。これにより、保護者のアンケートや教職員の見立てをAI分析することで、児童生徒の特性に応じた計画の作成や個別のニーズに応じた教材の提供ができるようになります。

新年度以降も引き続き箕面市支援教育充実検討委員会を開催し、学識経験者を含めて、学校現場の状況を把握した上での効果検証を実施していきます。

2点目に子育て支援についてお聞きします。

とりわけ支援が必要な子どもを子育て中のシングルマザー等への支援策について質問いたします。

これまでもたびたび取り上げてきましたが、重度の発達障害や知的障害との複合的な障害のある子どもの子育ては、本当に過酷です。家族の支援が得られず、一人で子育てする場合は、とくに厳しいものとなります。総合支援法に基づく自立支援給付のサービス提供量について、いつお聞きしても市は「適切だ」とのご答弁ですが、子育ての現場をみていないところで給付決定が行われているためか、相談専門支援員が適切だと考えた支援計画や医師の診断書を提出しても、市の給付決定は翻らず「適切」との判断を示されることがあるようです。一方、児童相談支援センターに相談すると担当の方は傾聴してくださるけれども、解決策については何も提示されない、という場合があるようです。

例えば就学前の子育ての場合は、出産前後の支援を特に必要とする妊婦や、子育てに対し強い不安や孤立感を抱える養育者などを対象にした「養育支援訪問事業」があります。児童相談支援センター職員による訪問支援や有償ボランティアの訪問員が、具体的な育児に関する技術指導や育児・家事の援助を家庭訪問により実施しています。同じように就学後の育てづらい子の子育てをしている養育者へは、具体的にどのような支援制度があるのでしょうか。

<教育長 答弁>

次に、2点目の「子育て支援」についてですが、就学後の障害児を育てる養育者への支援としては、各ご家庭だけで困難を抱えないよう、まず、保護者と児童のニーズ、心身の状態、子育て環境、生活や支援の状況を丁寧にお聞きした上で、関係機関と連携しながらサービス導入を含めた総合的な支援を適時適切かつ継続的に行います。例えば、ひとり親世帯の保護者がお一人で重度の発達障害や知的障害のある子どもの子育てをされ、保護者自身が心身の状態を悪化させている場合は、児童については、学校における支援の充実、児童福祉サービスや障害福祉サービスの導入、発達障害専門外来の受診などを図ること、また、保護者に対しては、医療受診や訪問看護、障害福祉サービスの利用を勧めることで心身の負荷を減らすなどの支援が考えられますが、保護者の体調不良が継続し、養育困難

が認められる場合には、児童の一時保護が必要として、保護者に子ども家庭センターへの相談を勧めることもあります。

また、保護者のかたにピアサポートなどのニーズがありましたら、先ほどご答弁したとおり、丁寧にお聞きした上で、関係機関と連携しながら、可能な限り、民間も含めた社会資源につないでいくよう支援しています。

3点目に「スケートボードパーク」の整備について、お聞きします。

スケートボードパークの整備については、反対するものではありませんが、スポーツ施設等の整備に関する市の考え方を確認しておきたいため、質問いたします。

2020年からスカイアリーナと第二総合運動場で行われた実証実験の結果をお示しく下さい。またこれらは公開されているでしょうか。

全国的な整備状況をみると民間が整備しているところが多いようです。また、自治体が整備しているところは、政令市などの大きな自治体を除けば、平均すると2000万円程度の整備費用となっています。実証実験を経て、駐車場と併せて約2億5千万円の予算で市が整備することを決めた理由について説明をお願いいたします。

また、例えば他のスポーツで市民からの要望があれば、実現する可能性があるのでしょうか。公平性の観点から、そのあたりを市がどのように整理されているのか、お示しく下さい。

土地の取得について、スケートボードパーク約1000㎡と駐車場約30台分を整備するために、3359㎡の土地を購入するのは何故でしょうか。

同パークの維持管理費はどれくらいを見込んでいますか。また、利用料についてはどのように検討されているでしょうか。市内・市外の利用料の考え方もお聞かせください。

また同パークは、BMXの利用も可能なのでしょうか。たとえば曜日を分けるなどの方法もあるかと思えます。以上ご答弁を求めます。

なお本来はスケートボードのメーカー側も売りっぱなしではなく、施設整備や運営などに協力すべきだと考えます。このたびは民間の協力を得られなかったの

は残念ですが、今後も大会運営等、協働可能なものの働きかけ等、要望とさせていただきます。

<教育長 答弁>

次に、「スケートボードパーク」についてですが、実証実験結果での利用登録は275人で、利用実績は延べ808人、そのうち小学生以下が157人、中学生が22人、高校生以上が96人という結果でした。また、実績報告書は公開していません。

整備理由は、これまでも市議会や市民の皆さまから、たくさんの要望をいただいております。実証実験の結果からもニーズがあることを把握できたことからです。また、より多くのかたに利用していただける魅力のあるパークとするためには、街中の障害物を再現した8種類のセクションを配置した約1,000㎡のスケートボードパークを整備することが適当であると判断したものです。

市民要望による実現可能性については、市民や議会からの要望を受け、実証実験などを行い、一定のニーズを確認したうえで、本市のスポーツ振興に十分寄与すると判断したことから、整備を決定したものです。

工事費については、パークそのものの整備費用は、議員ご指摘の他市事例と同程度ですが、スカイアリーナ自体も斜面地に建設されたもので、購入予定の隣接地も斜面地であり、擁壁造成工事等が必要となることから、現在の予算額、土地面積計3,359㎡の一体的な土地購入が必要です。

維持管理費については、同規模の他市のパークで10年間の維持経費を調査したところ300万円程度であり、本市も同程度と見込んでおります。また、利用料金については、指定管理者の提案を受け、承認するものです。

BMXの利用については、今回整備予定のパークはあくまでもスケートボードの利用を想定しており、BMXの利用は想定していません。

以上でございます。

5項目目に人権・福祉施策について2点質問いたします。

1点目に、女性施策、性教育、性的マイノリティ支援について伺います。

箕面市には男女協働参画センターがありません。第三別館の一角が「女性ルーム」と位置付けられていますが、ミーティングスペースはパーティションで覆われているため閉塞感があり、少人数しか使用できない広さです。数メートルのところに、市の職員のデスクが並んでいますので、会議などの活用にも不向きです。本庁なら土曜日は開庁されていますが、土日祝は庁舎だからという理由で、使うことができません。また貸室はなく、ジェンダー関連の団体が減免される会議室もないなど、近隣他市と比較して、男女協働参画施策が非常にお粗末です。そんな箕面市ですが、ジェンダー政策にかかわる市の考え方が少しでも進化したのかどうか期待をもって、確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

女性相談の開催時間帯について、働く女性への配慮として週1回でもよいので夜間や、土曜日に開催して欲しいと要望してまいりましたが、どのように検討されているのでしょうか。

次に、生理用品を学校や公共施設のトイレ内に設置することについて、お聞きします。2022年の内閣府の「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組・第3回調査では、学校のトイレに設置している市区町村が増えているだけでなく、生理用ショーツの提供をしている地方公共団体もみられると報告されています。また生理用品の提供における工夫や相談者への配慮として「児童生徒が周りの目を気にすることなく、端末を通じて相談を希望する教諭へ生理用品の提供を求めることができる」という例も紹介されていました。箕面市においても学校や公共施設のトイレへの設置を求めてきましたが、新年度の取組みを教えてください。

次に、学校における性教育についてお聞きします。

本市では、2021年度に文部科学省による「学校における生命の安全教育推進事業」の委託を受け、「生命の安全教育協議会」を開催し、小学校低学年用・高学年用・中学校の授業モデルを作成し、全小中学校で共有しており、小学校ではみのおママの学校の助産師と担任で、中学校ではHIVの相談支援や中学生の性教育に取り組まれている講師と担任で、どのように性暴力から身を守るかを考える授業を実施したと伺っています。

昨年は、中学校現場では戸惑いが見られこともあったそうですが、今年度は多

忙のなかではあるけれどもかなり意欲的な雰囲気の中で、手作り教材を取り入れた講師のお話は、生徒の反応もよく、よい取組みができていると聞いています。いよいよ2023年度からは全国的に実施の予定とのことですが、箕面での性教育を実施するにあたり、新年度の取組み計画についてお聞きします。

次に性的マイノリティ支援・性の多様性に関する質問です。同性パートナーシップ証明書や宣誓書受領証の発行、大阪府の要綱に相当する制度を実施している市町村は7自治体ありますが、条例制定を含め、市の考えをお聞かせください。

書類の性別欄についての市の考えと市内の統一についてお聞きします。書類や調査などで、性別の記入を求められることが多く、生活上と戸籍上の性別が違うことや、性で分類されることに困難や苦痛を感じる人がいます。ジェンダー統計の必要性を考慮しながら、基本的には性別欄は撤廃すべきではないでしょうか。また男・女という選択肢ではなく、空欄記入式、もしくは男・女・答えたくないなどがありますが、箕面市ではどのように考え、また全市に周知をおこなっているのでしょうか。

国民健康保険証の性別欄は本人の希望で裏面記載が可能ですが、箕面市ではどのように実施されているのか、お答えください。

次に、施設コンフリクトに対する取組みについて伺います。講演会やセミナー開催だけでは、今までと変わらない、とこれまで議論を重ねてきました。この間の進捗と新年度の新たな取りくみをお伺いします。

<答弁>

大綱5項目目の「人権・福祉施策」について、ご答弁いたします。

まず、1点目の「女性施策、性教育、性的マイノリティ支援」について、人権施策室がある第三別館2階の事務フロアを男女協働参画ルームと位置づけ、面接相談等女性のための相談、打ち合わせ機能や、女性問題関連図書等の収集・貸出といった情報の提供機能を整備しています。

第三別館は庁舎であり、夜間や土日、休日に市民のかたが利用することはできませんが、生涯学習センターや人権文化センター、市民活動センターなどは、夜間や土日、休日も利用できます。なお、利用料金の減免については、女性団体で

あるというだけでの減免はないものの、その活動内容と各館の規則に基づき減免されます。

女性相談は、令和3年度から相談日ではなかった第5週目の火・金曜日を相談日に追加しています。夜間や土日の相談については、今後のニーズに応じて検討したいと考えています。

生理用品のトイレ内設置の検討状況については、令和3年度、地域女性活躍推進交付金を活用し、公共施設や学校で、生理用品を配布しました。

また、現在、本市独自のパートナーシップ制度の導入は予定していませんが、大阪府で宣誓された方に対し発行されるパートナーシップ宣誓書受領書は、本市としてもパートナーの証明として取り扱うべきものと認識し、同受領書を持つ方を実際にパートナーとして対応しています。

書類の性別欄については、本市では、平成17年度に、不必要な性別欄の削除に向けて各種様式を見直すこととし、証明書発行の申請書等で性別欄は削除しています。また、性別欄を設ける場合でも、多くは空欄記入式にするとともに、統計等で必要な場合においては、その旨注釈を付けています。

国民健康保険被保険者証は、大阪府国民健康保険運営方針により示された様式に基づき表面に性別を記載していますが、本人の申し出により表面の性別欄に「裏面参照」と表記し裏面の備考欄に戸籍上の性別を記載することが可能です。

施設コンフリクトについては、民間事業所による障害者グループホーム等の開設にあたり、地域のかたから不安の声や反対の声があがった場合には、健康福祉部及び人権文化部が連携し、開設事業者と地域住民の対話が進むよう支援に努めています。

併せて、広報紙「もみじだより」の「心の樹」において障害者理解に向けた啓発記事の掲載など、ノーマライゼーションの理念の啓発と地域理解の促進に努めており、令和4年度は、「人権啓発学習会」また「みのお市民人権フォーラム障害者分科会」及び「障害者福祉啓発講座」において、それぞれ施設コンフリクトをテーマとして実施されています。

<教育長 答弁>

大綱5項目目の「人権・福祉施策」についてのご質問のうち、1点目の「女性

施策、性教育、性的マイノリティ支援における新年度の性教育の実施計画」について、ご答弁いたします。

本市の学校における性教育は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるよう実施し、児童生徒一人一人が命の重みを認識することにつながる学習として考えており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしています。

以上でございます。

2点目に、福祉施策について質問いたします。

手話言語条例、情報コミュニケーション条例の策定について質問します。手話は、障害者あわたっておらず、そのために手話を習得することのできる機会が確保されていない現状にあります。聴覚に障がいのある方々等はもちろんのこと、障がいがなくとも、ともに会話ができるよう「手話の習得の機会の確保」はノーマライゼーション社会の実現に欠かせません。

また情報コミュニケーション条例は、視覚障害者や知的障害者、重度障害者をはじめ多様な人々が入院時やさまざまな生活の場において、意思伝達の手段が多様であるため、それぞれの種がいの特性に応じた支援が必要です。

手話言語条例及び情報コミュニケーション条例について箕面市でパブリックコメントが実施されたのは2017年です。もう6年が経とうとしています。市の素案は2つの条例を合体させた案でしたが、別々の条例がよいのか、合体させた方がよいのか、当事者の方々からの意見を受けて、丁寧に合意形成をはかるために学習会を重ねながら進めるということで協議が再スタートしました。コロナ下であったことも影響しているかもしれませんが、この間の進捗をご説明ください。また条例提案はどのような形で、いつになるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

また、これらの条例は言うまでもなく制定がゴールではないと考えています。手話をコミュニケーション手段としてではなく言語として位置づけ、そのことを広く市民が理解することが重要であり、手話を学ぶための支援制度も、今以上に求められます。手話言語条例の意義や趣旨を広く伝えていくことや、手話通訳者の育成のほか、行政だけでなく民間団体がイベント開催時などに手話通訳者を置

くことが、当たり前になるような意識の醸成や取組みを行政として、どのように考え、進めようと検討されているでしょうか。また多様な障害に対応するための情報コミュニケーションのあり方についても、しっかり周知と理解が深まるための取組みが必要です。市の見解及び今後のビジョンなどと併せて、ご答弁をお願いいたします。

先般、介護保険事業を市内で30数か所運営している医療法人が残業代を支払わないため、介護職員らが未払いの残業代等、約6千万円の支払い求めて大阪地裁に提訴したという報道がありました。介護保険法115条32項には、介護保険事業所の法令順守規定が義務付けられています。同法においては、事業者の自己責任において事業者自らが改善策を講じることを前提としていますが、2009年の老健局長通知「介護サービス事業者にかかる業務管理体制の監督について」には、介護サービス事業者に対し、事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、監督部局の対応について記されています。

そのなかで、一定規模の事業者は、業務管理体制を整え、法令等遵守担当者を置かねばならないとされています。

今回提訴された事業所は介護老人保健施設であり、監督権者は大阪府ですが、市内の地域密着型サービス事業所については市が監督権者であり、当該医療法人が運営する介護サービス事業所は市内に12か所あると聞いています。

箕面市には、介護サービス事業所が自ら業務管理体制の改善を図り法令順守に取り組むよう意識づけるという役割があります。事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、理解や認識を確認すること。事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか、また法令等遵守等担当者を置いて適切な労務管理が行われているかの検証を行うなど、市としてできることがあると考えますが、市の考えをお伺いします。

介護の現場では、人手不足が深刻な事態となっています。仕事の内容に見合った報酬が得られることは、良いサービス提供を行うことにも繋がります。その意味で、市の役割も大変、重要であると考えますので、真摯なご答弁をお願いいたします。

<答弁>

次に、2点目の「福祉施策」についてですが、手話言語条例、情報コミュニケーション条例の策定にあたっては、令和4年3月、6月、7月と、箕面市障害者市民施策推進協議会の部会で、両条例案の各項目についてご意見を多数いただいていたところですが、その間、国において「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されたことから、改めて担当部局で整理を進めています。

今後、整理した条例案について、引き続き部会でご意見をいただき、パブリックコメントを経て、条例提案をめざします。

次に、「手話や情報コミュニケーションにかかる意識の醸成」や「理解を深めるための取組」についてですが、本市では従前から、聴覚障害者の情報保障のため、健康福祉部に手話通訳業務員2名を配置し窓口対応を行うとともに、行事への手話通訳者や要約筆記者の派遣を積極的に行い、その意義や理解促進に取り組んできました。今後の条例制定の動きをふまえ、広報紙「もみじだより」での啓発記事や講座の開催、また他自治体の事例などを研究活用し、手話をはじめとする情報コミュニケーション支援に対する市民の理解をさらに深め、障害のある人もない人も円滑に意思疎通を図ることができる社会の実現に取り組んでまいります。介護保険事業者の業務管理体制については、業務管理体制の監督権者は、当該事業者が事業を展開する所在区域等によって区分されており、市町村が監督権者となるのは、「地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者」です。

本市が監督権者である事業所に関しては、必要に応じ、適切に監督を行っています。

以上でございます。

6項目目に、市民協働とまちづくりについて2点、質問いたします。

1点目に市民参画・市民参加についてお聞きします。

3項目で質問した市道箕面今宮線の歩道整備事業をはじめ、桜井駅前広場の整

備などのまちづくり事業について、地域住民への説明が十分とは言えないのではないのでしょうか。

また、このたびは阪急箕面駅前のサンプラザ1号館の公共施設再配置計画についても、パブリックコメントを募集するにあたり、説明会はたった1回しか開催されません。

地域の施設をめぐる住民の賛否が分かれているのなら、なおさら丁寧に説明し合意形成をはからねばならないと考えています。箕面今宮線の工法変更については、安全性を懸念する住民が説明会を求めているにも関わらず、説明会の開催ではなく、市は沿道住民には個別に訪問し、その他はチラシ投函する、という方法をとりました。災害時の安全対策は地域全体の課題であるため、沿道市民の了解をとりましたら良い、というわけではありませんし、問い合わせがないことが理解と了解が得られた証左であるという考え方もやや短絡的過ぎるように思えます。地域の住民が地域のことを自ら決定する住民自治の推進は、人権保障と民主主義の実現につながります。チラシ配布で分かるものと、しっかり説明を聞かないと分かりにくいものがありますので、とりわけ説明会を求める住民がいるならば、丁寧な説明責任を果たしていただきたいと考えます。

また、桜井駅前広場の整備については、公共トイレの整備を今年度は見送る、とのことですが。今年度、政策決定されていたものが、なぜ見送ることになったのでしょうか。説明を求めます。

公共トイレの整備、とくに多目的トイレについては、しばしば「犯罪が起きる」という懸念を聞きますし、これまで行政もそのような理由で整備に消極的であったと認識しています。箕面市では実際に多目的トイレ内でそのような犯罪行為が何件、発生しているのでしょうか。また、市内の公共施設内にある一般トイレでは痴漢行為が散見されますが、市の考えではトイレの整備自体が危険を伴うため、難しいということになってしまいます。論理の一貫性に欠くのではないかと思われる。

また地域住民の間で賛否が割れるのであれば、丁寧に協議できる場を提供し、住民自らが解決する方向を模索すべきではないのでしょうか。市の見解をお伺いします。

次に災害時における個別避難計画作成に関する研究・検討についての具体的進捗、および新年度の取組みをお聞きします。

地区防災委員会の研修等についても、計画作成の進め方等の研究の進捗状況を教えてください。個別避難計画の作成と避難の実効性を高めるためには、地区防災委員会や社会福祉協議会、民生・児童委員をはじめ、地域防災活動を行う団体や地域住民の理解と協働は不可欠です。地域の実情に応じた取組は、地域の住民自治を育む機会にもなります。また多様な市民が暮らすことや合理的配慮の理解を浸透させる場ともなりえます。このような地域防災の取組みを住民自治と市民協働の実践として、市が後押していくことについて、見解を求めます。

<答弁>

大綱6項目目の「市民協働とまちづくり」について、ご答弁いたします。

まず、1点目の「市民参画・市民協働」についてですが、今宮線の安全対策事業にかかる住民説明については、先ほどご答弁したとおりです。

桜井駅前のトイレ整備については、地元自治会、桜井商店会事業協同組合など地元団体の連名でトイレ設置のご要望をいただき、検討を重ね設置を決定したのですが、その後、駅前広場に隣接するマンション管理組合から、防犯面の課題などを理由に、設置の見直しを求める要望が出され、地元団体で調整いただいたところ、トイレの整備については令和9年度以降に改めて地元と議論することで合意されたため、市も当面の整備を見送ったものです。

箕面市内の多目的トイレでの犯罪発生件数については、箕面警察署に問い合わせしたところ、過去3年間で発生していません。

桜井駅前トイレについては、地元団体の各役員が一堂に会し、話し合っって意見を集約していただき、今回の結論に至ったものです。

個別避難計画の作成状況等については、土砂災害や浸水害のハザードの状況、要支援者の医療的ケアの状況及び独居等の居住状況をもとに優先的に作成する対象者の選定作業等を終えたところで、令和4年度中にモデルケース数名の個別避難計画作成に着手します。新年度からはモデル事例を踏まえ、内閣府作成の取組指針等に基づき、手順等をお示しできるよう進めます。

一方、個別避難計画を実行性のある計画とするためには、日頃から対象者の心

身の状況や生活実態を把握している福祉専門職の協力や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地区防災委員会などの地域団体・住民のご理解とご協力は不可欠であり、個別避難計画をきっかけとして共助や自治会活動等への理解が一層深まるよう、市も積極的に計画作成を推進・支援してまいります

2点目に総合計画策定についてお聞きします。

昨年の代表質問や一般質問においても、総合計画の策定について議論してきました。第五次総合計画の「総括」として公表する件については、どのように進んでいるでしょうか。手法も含めて進捗を教えてください。また公表はいつ頃になるのかも教えてください。

「行財政運営にあたっては、さまざまな分野で策定している多種多様な行政計画を足元に、直近の事業実績や最新の社会経済情勢なども見極めながら、行政評価や予算編成を行っており、これらにかかる議会審議を通じ、適切に実施できている」との市のお考えでしたが、箕面市が具体的にどのような未来像を描いているのかが、見えません。箕面市においても、高齢化がさらに進み、高齢世帯のみや年齢にかかわらず単身世帯が増えると想定できます。非婚化も進んでいるなかで、ロスジェネ世代の女性が高齢者となる10年後には貧困格差はさらに広がるでしょう。北急延伸により、さらに地域格差が広がるかもしれません、このままだと自助・共助が成り立たなくなるかもしれません。また箕面には施設が沢山あり、更新にも多大な費用がかかります。これから新しい施設をつくることについても、限定的にならざるを得ないでしょう。これからは人を大切にす政策が必要になってきます。福祉のまちづくりへの転換も、考えていかねばならないでしょう。どのように緑を残すのか、人と自然をどのように守っていくのか、も含めて総合的な将来像が必要です。

そして箕面の将来のあるべき姿、めざすべき方向性については市民と協働で協議し、将来像を丁寧に描くことや、予算配分の優先度について合意形成を図ることが、大切ではないでしょうか。今こそまちづくり理念条例、箕面市民参加条例の理念や趣旨をしっかりと実践していくこと、市民協働のまちづくりを推進することについて、市の見解を求めます。

<答弁>

次に、2点目の「総合計画策定」についてですが、第5次総合計画の総括として、それぞれの成果指標について、達成状況や今後の方針などを取りまとめる形式で総括し、年度内に公表する予定です。

次期総合計画については、これまで答弁しておりますとおり、鉄道延伸をはじめとしたプロジェクトによるまちの姿の変化や、コロナ禍による人々の生活スタイルやニーズの変化の先などを見極めた上で、策定するか否か検討していく考えに変わりはありません。

以上でございます。